

令和3年8月3日（火曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

開会

9時57分

協議

9時57分

（委員長）

NHKから本委員会の撮影許可を求める申出を受けているが撮影を許可してもよいか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

テレビ撮影を許可することとする。

総務局

9時59分

報告事項説明

・白浜系引八木地区対策協議会の実態把握と市との関わりに関すること

質問

10時13分

（質問）

アンケート調査における未回答の請負業者の内訳を説明されたい。

（答弁）

3地区内が5者、3地区外が7者、市外が2者である。

（質問）

請負業者に挨拶の依頼をした職員は複数名か。

（答弁）

そのとおりである。

（質問）

自由記述に「担当者に連絡して、そんな金銭の請求が来たらどうするのか質問したら、そちらで解決してみたいな言い方でした。」とある。職員の対応をどのように捉えているのか。

（答弁）

令和3年1月に相談のあった案件については前回の委員会で報告したとおりである。それ以外については把握していない。

（質問）

自由記述に「他の地域でも協賛金と同じように請求される地域がある。」との回答がある。別件になるかもしれないが問題ではないのか。

（答弁）

当該回答請負業者に再確認したが、15年以上前の話であり、自治会や自治体で構成される団体から要求を受けたものではないとのことであった。

（質問）

協賛金拠出要請場所について、3地区協議会事務所とあるが、これはどこか。

（答弁）

松岡議員が同協議会の事務局長に就いていたときの話となるが、同議員の会社が事務所であった。

（質問）

松岡議員が4社に対して協賛金の拠出要請を行っている。これは、姫路市議会議員政治倫理条例第3条第2項に抵触すると思うがどうか。

（答弁）

指摘のような疑義がある場合、同条例第3条第2項の規定に基づき、議会で対応されると思う。

（質問）

今後の対応として、「3地区協議会に対し、本市の請負業者に対する協賛金の拠出を要請しないよう申入れを行う。」とある。いつ、どのような形で行う予定か。

（答弁）

時期や方法については今後の課題であるが、アンケート結果も示し、説明を尽くした上で行いたいと考えている。

（質問）

自由記述に「当該団体が公認団体のように振舞い。」とあるが、本市においてこのような団体はほかにもあるのか。

（答弁）

把握していない。

(質問)

アンケート調査結果に対して当局の考え方を記載しているが、松岡議員の会社が3地区協議会の事務所であったことは当該資料に記載しておく必要がある。

また、議員の肩書のある者が、寄附金の要請を行ったり、議員の会社が同協議会の事務所であるということは相手方に対して市との深い関わりを想起させる。

重要なポイントであると思うがどうか。

(答弁)

指摘のとおり資料に記載していないが重要なことであったと考えている。

(質問)

今後の対応に「職員が、請負業者に対し市議へのあいさつを依頼しないよう周知、徹底を図る。」とある。請負業者に対して松岡議員に対して挨拶を行うよう要請したのは誰であったのか。

市役所内では当該地区で工事を行う場合、松岡議員のところに挨拶に行く必要があることを暗黙のルールとしているのか。それとも松岡議員からその都度自分のところに挨拶に来させるよう要望があったのか。

具体的にどのような形で職員が関与したのか、その辺りの関係性を明確にしておく必要があると思うがどうか。

(答弁)

関係職員36人から聞き取りを行った。個々の案件において松岡議員から要望があった場合、職員が業者に声をかけたと聞いている。

(質問)

当該資料には今後の対応と所見が記載されている。事務所の件や松岡議員からの要請で職員が請負業者に挨拶に行くよう依頼されたことを記載していないと、総括としては不十分であると思う。

職員は松岡議員から要求を受けて請負業者に伝えただけであるが、松岡議員が協賛金を要求する際の権威づけのため役所を通じて連絡させている。

職員が協賛金の拠出を求められることを知って

いれば、このような行動を取っていなかったと思う。その辺りの詳細なことを所見に記載しないと、この問題の本質的な部分が分からなくなる。職員が善意で行った行為が、結果的に松岡議員に悪用されているという構図を見抜けないといけないと思う。

職員への周知徹底だけが取り上げられると職員にも大きな責任があるかのように思ってしまう。

このことは松岡議員によって仕組まれたことであるので、事務所の問題も含めて資料にきちんと記載してほしい。それがないと本質がずれると思う。

(答弁)

最終的な総括として、本資料への説明を加えるという形で、まとめたものを次回に提出したい。

(意見)

今後松岡議員に対して証人喚問を行い、この問題について誰に責任があるのか明らかにしていくためにも職員と松岡議員のそれぞれの役割と責任を明確にしないといけない。

職員のほうに大きな責任があるかのような印象になると職員にとって不利になると思う。

(質問)

意図に反して協賛金を拠出し返還を求めている請負業者もいる。法的根拠があるかどうかは別として、市として返還を希望する請負業者に対して3地区協議会が返還を行うよう申入れをしてほしい。今後の対応にも加えるべきであると思う。

(答弁)

返還を希望する請負業者の意向を確認して、3地区協議会への申入れの際に伝えようと思う。

(質問)

資料の中にきちんと記載されていないと市の姿勢が明確にならない。今後の対応の中にきちんと加筆してほしい。

(答弁)

返金を受けている請負業者もいるので、返金してほしいとの意向を伝えれば応じると思う。指摘の点についても資料に記載したい。

(質問)

令和3年2月9日の神戸新聞で、19社、計628万円の寄附があったと報道されていた。今回のアンケート調査における会社数と寄附金額が合わないのはなぜか。

(答弁)

市が発注した工事を受注した請負業者以外にも声をかけているのではないかと思う。

(質問)

大事な点であると思う。後追い調査で詳細把握を行う考えはないのか。

(答弁)

本市の入札業務に関わるという観点からアンケート調査を実施した。それ以外の活動まで把握することは考えていない。

(質問)

協賛金を拠出した理由として、「工事を円滑に進めるため、嫌がらせがあったら困るため。」とあるが、どのような嫌がらせがあれば困るか詳細な調査が必要ではないのか。また、協賛金を拠出しなかった業者はどのような嫌がらせを受けたのか調査してほしい。

(答弁)

詳細な事実については確認していない。

(質問)

詳細な事実が明らかにされないと、白浜地区にとってもよくないと思うがどうか。

(答弁)

アンケート調査で回答してもらった請負業者に聞き取りを行うことは可能であるが、嫌がらせ内容も当該業者の推測になるだけだ。推測結果を公表するのは適切でないと思う。

(質問)

推測であっても調査を行い公表すべきだ。はっきりしてもらわないと白浜地区の住民は恥ずかしい。

(答弁)

協賛金を拠出した請負業者で聞き取りに応じてくれれば可能であるが、結果的に当該業者の思い

だけになってしまう。やはり、聞き取り調査は妥当でないと思う。

(意見)

アンケート調査の自由記述に対して、問合せをすることはアンケートそのものに対する趣旨に反しており信頼性を失ってしまう。そのため、聞き取りはしてはいけないと思う。

また、白浜地区の人を侮辱したり印象を悪くしようとしているものではない。あくまで松岡議員を中心とした3地区協議会のごく一部の人たちが誤った行動をしていることについて批判があったことに過ぎない。自由記述についても白浜地区全体の評価を下げることに全く違うと思う。

(委員長)

白浜地区をおとしめることがないように本委員会も留意している。

(意見)

白浜地区の住民は情けないと感じている。松岡議員や一部の住民とその他の住民の考え方は乖離しているが、その辺りを明確にしてもらえらば、詳細な理由まで不要である。

(委員長)

本委員会は松岡議員の関与により市政がねじ曲げられているのかを明らかにすることが目的である。3地区の住民の皆さんには生活に影響が出ないように十分に配慮して慎重に審査を行っているので理解されたい。

また、総括という形でいろいろ資料を用意されたい。

質問終了 10時45分

総務局終了 10時45分

建設局 10時46分

報告事項説明

- ・糸引小学校線道路改良事業に関すること
- ・糸引小学校線忠魂碑移設工事

質問 10時55分

(質問)

令和3年度予算に計上されている白浜・糸引・八

木地区における継続事業である糸引小学校線道路改良事業について、これまでに実施した工事や委託には随意契約のものがあるが、契約の相手方は当該地区内の業者なのか。

(答弁)

請負業者はいずれも地区外の業者である。

(質問)

忠魂碑の移設について、箕面市の忠魂碑訴訟で政教分離の問題はないという判例があり、私自身は不当な判決だと思っているが、忠魂碑の管理者は誰なのか。

(答弁)

何人か関係者がおり、そのうちの1人が代表者である。

(質問)

忠魂碑は、日清・日露戦争の戦死者を祭り天皇への忠義をたたえるためのものであり、第2次世界大戦のときは、戦意向上のために使われたという経緯がある。

そのような経緯がある中で、忠魂碑を公金で移設することに対して、箕面市では住民訴訟が提起され、最高裁で違法ではないという判決であった。本市の考え方を聞かせてもらいたい。

(答弁)

時代背景もあるが、忠魂碑の中には、町や村が建てたものもあると聞いている。移設することに違法性はないと考えている。

(質問)

忠魂碑を防災公園である糸引公園内に移設することになった理由を説明されたい。

(答弁)

忠魂碑の移設場所は正式には決定していない。道路整備の支障になることは事実なので、同公園だけでなく小学校内での移設も視野に入れ調整を急ぎたいと考えている。

(質問)

資料には「市内の他の地域と同様に適切に事業を執行する予定である。」と記載しているが、ほかにも同様の事例があるのか。

(答弁)

ほかの場所で忠魂碑を移設した事例はない。

糸引公園が防災公園であることを踏まえ、災害時に、西側の市道からのアクセスに加えて県道北原・八家線からのアクセスを確保する必要があるため、「適切に事業を執行する。」という表現としている。

(質問)

糸引小学校の東側と南側の道路を拡幅することであるが、東側からは多くの児童が登校している。道路を広げると車両の通過交通が多くなり、危険ではないか。

自治会等からの要望は、防災機能の強化や小学校用地の拡張、公園の整備等であり、小学校周りの道路まで拡幅する必要があったのか説明されたい。

また、事業計画に当たり、教育委員会とどのような協議を行ってきたのか。

(答弁)

糸引防災公園の整備等に関する要望事項に公園整備に伴う道路整備等の周辺環境の整備推進とあり、公園へのアクセス道路として整備するものである。

また、小学校周辺の道路整備後の安全対策については、教育委員会とも協議しながら、道路管理者として何ができるのか調整したいと考えている。

(質問)

小学校南側は細い道路と水路があり、道路を拡幅するために蓋がけをしようとしているが、そこまでする必要があるのか。

(答弁)

小学校南側の水路については蓋がけを行い、道路部分と併せて幅員を確保したいと考えている。

(要望)

道路整備の実施を前提とするのではなく、通過交通が増加する道路整備が本当に必要かどうか、教育委員会ともよく協議して、児童の安全面の視点に立ち戻って考えてほしい。

(委員長)

明日、教育委員会所管の糸引小学校東門西側校庭整備工事についても審査を行うが、当局は未協議であるとの答弁だ。その辺りはどうなのか。

(答弁)

教育委員会とは道路の拡幅箇所や道路幅などについて確認している。その中で総論として忠魂碑は道路建設部が移設することは確認しているが、詳細な内容についての議論はこれからである。

(意見)

事業自体の是非については、所管の建設委員会で議論してもらう必要があるのではないかと。

(委員長)

松岡議員の関与があるので本委員会で説明したということか。

(答弁)

ほかの案件も含めて建設委員会では説明していない。

(質問)

この忠魂碑は過去にも移設したことがあるのではないかと。

(答弁)

未確認であるが西側の幼稚園敷地内にあったものを現在の場所に移設したと聞いている。

(質問)

松岡議員の関与があったため令和3年度に予算措置している忠魂碑の移設工事の執行の是非を本委員会で審査してほしいとのことであるが、移設場所が確定していないのではないかと。

(答弁)

糸引公園の整備計画が本格化してきた際に、公園部としては同公園へのアクセス道路の必要性を感じていた。小学校の南側の東西道路は当時市道認定を受けていなかったが、公園のアクセス道路を確保していくという考えの下、忠魂碑を同公園内に移設し、道路整備を進めてほしいという話が公園部からあった。

忠魂碑は学校内に設置されており、同じ敷地内に移設することが原則であると思うが、道路整備の目的が公園へのアクセス道路の確保という経緯

もあるため、関係部局と今後調整していきたいと考えている。

(意見)

予算執行の是非を本委員会に諮るのであれば、移設場所まで決定しておく必要がある。

建設委員会に報告し、内容も了承を得ているので地元要望にも応えたいという趣旨ならば理解できるが、移設場所も決定していない不確かな状態の案件を本委員会が建設委員会より先に審査して執行判断を行うべきではない。

(質問)

学校の敷地を一部削って道路拡幅を行うのか。

(答弁)

東側についてはそのとおりである。なお、既に整備した165メートル区間では、逆に敷地面積が広がっている。

(質問)

学校の敷地面積を増減させるためにはいろいろな手続が必要であったと思う。本事案以外に学校の敷地面積の増減が伴った道路拡幅の例はあるのか。

(答弁)

ここ2、3年で2件の事例があり、高岡小学校と城北小学校である。両校とも学校の敷地の一部を利用して歩道を設置した。

(質問)

建設委員会では説明したのか。

(答弁)

特に説明していない。

(質問)

文教・子育て委員会ではどうか。

(答弁)

分からない。

(委員)

議会と当局の関係において、1本1本の道路について細かく審査するのではなく、総額での予算審査を行っている。そのような運営を行っている以上、各委員会での説明の有無について聞くのはどうかと思う。

(委員長)

忠魂碑の移設場所が確定していないが、本事案を本委員会の所管事項に追加すべきかどうか、意見のある方は発言されたい。

(委員)

松岡議員の関与が非常に強くて、行政がゆがめられているのであれば、本委員会での議論が必要であるが、本事案にはそれほど大きな問題はないと思う。

しかしながら、忠魂碑の移設先が未確定である以上、指摘のあったとおり建設委員会で十分に議論すべきである。本事案は本委員会で深く議論する必要のある内容ではない。

(委員長)

ほかの委員はどうか。

(委員)

それでよい。

(意見)

糸引地域は、急激に人口の増えたところであり、学校自体も生徒数が増加している。道路の拡幅や整備に関する地元要望も、学校の南側に宅地が造成され、自動車の通行できる道路が全くない中で提出されたものだと思う。我々としても当該地の状況が急激に変わったことを理解した上での議論が必要である。

(要望)

忠魂碑の移設先については、学校に設置されているものは学校内で移設するのが原則だと思うが、やむを得ない場合は教育委員会と建設局が協議し、議会とも調整の上、進めていけばよい。その辺りの連携はしっかりとされたい。

(委員長)

本委員会の所管事項には追加しないこととする。今後は建設委員会で審査を受けられたい。

(答弁)

忠魂碑の移設が未確定であったことは謝罪したい。教育委員会とアクセス道路の安全対策も含めて協議を行い、できるだけ早く計画を具体化して議会に報告したい。

質問終了

11時21分

報告事項説明

・白浜 94 号線道路改良事業に関すること

(1)白浜 94 号線道路改良工事

質問

11時27分

(質問)

道路幅員が狭い地域において、水路に蓋がけをして道路を広げるということは理解できるが、この地域は浸水の可能性が非常に高い地域である。2メートル幅の水路に蓋がけをして、しかも整備区間が長くなれば、水害発生時に大きな影響が出てくるのではないか。本事案は自治会の要望を受けて建設局が実施するが、水害対策について、河川部と相談を行っているのか。

(答弁)

浸水が懸念される地域における道路整備においては、河川部と協議を行っており、整備に当たっては計画を立てて河川部からも了解を得るようにしている。

(質問)

地元の農区長の下承がなければ工事はできないのではないのか。

(答弁)

当該工事については農区長の下承を得ている。

(質問)

令和元年10月に松岡議員より早期着手の要望とあるが、ほかの地域より着手順位を優先したということはないのか。

(答弁)

実施する事業については、1会計年度において、1自治会1事業までを原則としているが、複数年度にわたり執行している事業が最終年度で当該年度中に完了する場合、新たな工事箇所に係る設計委託を出してもよいことを道路建設課内のルールとしている。また、自治会の構成世帯数も数百世帯から数千世帯まで幅があり、その点も考慮に入れる必要がある。

本事案については、灘の松原自治会より平成31年3月に要望が出されたため、翌年度の令和2年度

の実施に向けて予算要望を行うのが通常の流れとなるが、当該事業に関する令和2年度の予算がゼロとなっているのは、財政課への予算要望の説明時に、事業実施の考え方について説明が不足していたためである。

そのため、本事案に係る測量設計を令和2年度に実施するため、当初予定していた糸引小学校線の執行を控える形で調整を行った。

(質問)

松岡議員からの要望は口頭であったのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

要望時の口調は高圧的であったのか。

(答弁)

そのようなことはなかった。

(委員長)

本事案は松岡議員からの関与があったが、事業執行については特に問題はないと思う。所管事項にするまでもないと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(質問)

松岡議員からの口頭での要望について要望等記録は作成しているのか。

(答弁)

作成していない。

(質問)

要望等記録が作成されていないことが多い。今後は現場対応であってもしっかりと記録を残してもらいたい。

(答弁)

今後、記録していく。

(委員長)

本事案は本委員会の所管事項に追加しないが適切に執行されたい。

質問終了

11時35分

報告事項説明

・糸引14号線道路改良事業に関すること

(1)糸引14号線道路改良(その2)工事

質問

11時42分

(質問)

松岡議員から早期着手の要望があったと記載があるが、要望等記録を作成していないのか。

(答弁)

指摘のとおりである。謝罪したい。

(質問)

なぜ、作成しなかったのか。

(答弁)

私自身が取り組めていなかったのが実情である。

(質問)

全件記録は職員倫理条例で定められており、研修等を通じて認識していたはずである。認識と実際の対応における乖離は、どのようなところから出てきているのか。

(答弁)

事後において必要であると判断した場合のみ記録していた。今後気をつけたい。

(質問)

総務局や建設局だけの問題ではないが、幹部職員を対象とした研修が生かされていない。

各地域からいろいろな要望をたくさん受ける建設局は、行政の透明性を確保して、公正公平な事業運営を行う必要があると思う。

声の大きい議員に対しては配慮するという体質なのか。

(答弁)

地元要望に対しては、道路建設課でも1自治会1事業のようにルール決めをして対応しているため、一定の公正公平性は確保できていると考えている。

要望等記録が作成できていないことについては、倫理監督者会議でも指摘を受けている。そのため、朝礼・終礼や課内会議等の機会を捉えて、要望等記録作成に関する認識の共有化を図っていく。

(要望)

局長をはじめとした幹部職員が、職員倫理条例に基づき、研修の成果をしっかりと実践する形で見本を示し、公正公平な事業運営ができるように

進められたい。

(質問)

白浜94号線道路改良事業も水路の暗渠化であったが、ほかにも水路はたくさんある。切れ間なく整備を受けるために複数の要望を受けているようなことはないのか。

(答弁)

北原地区ではこの要望しか受けていない。

(質問)

3地区というくくりではどうか。

(答弁)

本日審査を受ける3事案が主であり、ほかにはない。

(質問)

一般論となるが、暗渠化の要望は各地域から出ていると思うが、建設局の事業の進め方として、必ず自治会からの要望を必要としている。本当にそれがよいのか。どこを優先して整備するのかは、建設局が現地確認を行い、順番づけしていくべきではないのか。

また、自治会長から要望があった場合、すぐ隣に対応すべき箇所があっても、要望を受けた箇所のみに対応する姿勢が見られる。系統立った整備を実施するべきであると思うがどうか。

(答弁)

自治会からの要望を受けることを1つのルールとしているが、自治会長と現場での立会い等も行っているため、その際に要望箇所周辺の状況にも留意する必要があると考えている。ただし、予算との関連で整備範囲を広げることは困難な場合もある。

いずれにしても、情報提供を受けた場合、当局としてもよりよいものとするための提案を行うことを心がけて立会いをしたいと考えている。

(要望)

もっと客観性を持った行政運営を推進されたい。

(委員長)

本事案についても所管事項としないこととしたかがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

本事案についても適正に執行されたい。

質問終了

11時56分

報告事項説明

・白浜204号線植栽工事に関すること

質問

11時59分

(質問)

ハナミズキを81本植栽したとあるが、もともと植栽されていたタイサンボクは何本あったのか。

(答弁)

95本あったと聞いている。

(質問)

本事案のように植栽を全て植え替えるような例はあったのか。

(答弁)

ここ数年では、本事案のような規模の事例はないが、駅南大路の中央分離帯の交差点部分の草花を植え替える場合、道路管理課から公園整備課に依頼しているものが数件ある。

(質問)

白浜204号線は白浜地区における幹線道路の1つか。工事費として800万円余りを支出しているが本当に適正な事業だったのか。ほかの地域から同様の要望があればこのような対応をするのか。

(答弁)

植樹の大木化により根上がりが発生したため路面が歩きにくい、見通しが悪い等の理由から伐採してほしいとの要望は多いが、樹種変更の要望は最近ではない。

また、本事案は植え替えの対象区間が長いことため複数の自治会から要望書が提出されているが、当該要望内容を単年度で対応することは現在では難しいと認識している。

(要望)

白浜地区への中央卸売市場移転に関係なく、当局側もすんなりと対応していることから、その姿勢が問われる事業執行であったと思う。

何年も前の事業であるため検証は困難かもしれないが、市全体から見て、本当に必要な事業であったと言えるのか。

地元から要望があり、見通しがよくなることから安全安心につながるなど、メリットとなる理由があったとしても公正公平な事業運営をしてほしい。

(質問)

この工事はいつ実施したのか。

(答弁)

平成25年10月から平成26年2月にかけて実施した。

(質問)

平成25年度の事業ということか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

資料に添付されている写真であるが、これはタイサンボクか。

(答弁)

当時のタイサンボクの写真である。

(質問)

このタイサンボクはそれほど大木化しておらず、街路樹としては妥当な大きさである。枝打ちや一部伐採での対応で十分であったと思う。伐採したタイサンボクはどうしたのか。

(答弁)

詳細は不明である。

(質問)

本来、これだけの樹木であれば廃棄ではなく、どこかで活用するか園芸センターで保管しておくなどいろいろな対応が考えられたと思う。

写真を見ると全て枝打ちをしているため、ドライバーにとって邪魔になるとは到底思えない。

(答弁)

伐採要望が出ている最近の巨木化した樹木と比較すると、現在ではこれぐらいの樹木の伐採や移植は行わないし、伐採した事例もない。

(質問)

写真で見る限り、自動車や子どもたちの通行上問題があったとは思えない。全てハナミズキに植え替えた理由は何か。

(答弁)

地元から要望が出ていたため、緑化推進事業費の予算の範囲内で応えたものであると考えている。また、タイサンボクの葉や花は大きいことから、通行への影響も考慮したものと推測している。

(意見)

タイサンボクは、朝来市出身の有名な児童作家の児童書の中でも登場し、その話から学校教材にも使われている。実際、四郷学院でもその話を元にタイサンボクの葉っぱに寄せ書きをして、被災地に送ったりして教育活動にも使っている。

タイサンボクの葉や花が大きくなることは、初めから分かっていることだ。なぜ、白浜地区の住民にとってタイサンボクがマイナスになるのか。

また、白浜地区の全住民にアンケートを取って、ハナミズキを選択したわけでもなく、一部の人間の嗜好で全部植え替えたとしたら大変な問題である。

タイサンボクは廃棄されたと思うが、本市は以前から緑化運動を行っている。このような無駄なやり方をすることが許されるのか。既に終わってしまった事業であるが、松岡議員が関与した問題の1つだと思う。

記録も含めてなぜこのような事業が実施されたのか慎重に一から調べ直す必要がある。

(委員長)

要望書に低木への植え替えという理由があるが、ハナミズキはどれぐらいの高さになるのか。樹木の高さがタイサンボクと同程度であれば、嗜好による選定だと受け取ってしまう。

後ほど本事案を所管事項に追加するかどうか諮りたいと思うが、松岡議員の何らかの思いがあつての関与となれば、所管事項に追加せざるを得ないと思う。

(委員)

ハナミズキは低木ではないと思う。

(答弁)

ハナミズキは低木ではなく、成長すれば大きくなる。

本事案は平成25年度の事業であり、みどり整備室の予算で対応しているが、当時の街路樹管理の考え方や公園整備における緑化推進に対する考え方も含めて、当時の状況を調査し、次回以降の委員会で改めて報告したい。

(質問)

地元要望は平成25年8月であるが、僅か2か月後の10月に事業実施するようなことはあり得るのか。

(答弁)

道路管理業務において、苦情を含んだ要望については当該年度で対応しているが、本事案のような規模の要望は、苦情ではなく1つの事業であり、通常数か月後に対応するようなことはない。

ほかの地区での対応状況も含めて調査したいと考えている。

(意見)

当該事業の執行により影響を受けた事業について、該当なしと資料に記載されている。予備費的な予算から流用したという発想からこのような記載になっているのではないのか。実際は影響があったのではないのか。

(質問)

本市の植栽管理の考え方についても整理が必要である。他都市の事例も参考にしながら本当によい街並みをつくることを考えてほしい。

(答弁)

街路樹については、人によって様々な考え方がある。見通しが悪い等の苦情もあり、強剪定を行ったところ、暑い時期に日よけがなくなったという苦情もある。

我々としても適正な街路樹管理について統一的な回答が見出せず苦慮している。これからも多様な意見を参考にしながら研究を重ねて取り組んでいきたい。

(質問)

平成25年度の緑化推進事業費予算は1億60万円

であるが、箇所づけを行って予算を組んでいたのか。本事案は816万円の総事業費であるが、この事業は当初予算になく当該年度予算の約8%も使っている。当時の予算の内訳が分かる資料を提出されたい。

(答弁)

調査して報告したい。

(質問)

当時、別のところで街路樹の剪定についてお願いしたことがあったが、予算がないため対応する本数を限定されたことがあったと記憶している。

(答弁)

要望を受けても指摘のように対応する本数を限定させてもらうことは多々ある。その点から言えば本事業への対応は適正であったのかということになるが、現在このような要望を受けた場合、数か月での対応はできかねるため、当時の状況を確認したい。

(要望)

街路樹により信号機や標識が隠れてしまっているところが多くある。事故が発生した場合、市の管理責任が問われることになるので、そのような場所の対応は早急に行われたい。

(質問)

白浜204号線は松岡議員の会社が面する道路であり、そのため要望があったということではないのか。確認できるのであれば調査されたい。

(答弁)

当時の関係者からヒアリング等を行い調査したい。

(質問)

街路樹関係は、土木費道路橋りょう管理費における街路樹管理の予算を使うべきではないのか。緑化推進事業費は公園費の予算であるが、この執行方法は問題ないのか。

(答弁)

緑化推進事業費は、植え替え、緑化を推進するような目的での予算である。植え替えの場合、現在も道路管理課から公園整備課に対して予算執行

を依頼している。また、道路管理課が持っている道路橋りょう費の予算は、同課が行う維持管理としての樹木の伐採や剪定が内容になっている。

(委員長)

本事案については、本委員会の所管事項に追加し、審査の対象にするということによいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

各委員からの要望に対する回答をしっかりと準備して次回以降の本委員会で説明されたい。また、所管事項としての通し番号も充てるので、資料作成の際には入れるようにされたい。

質問終了

12時27分

建設局終了

12時27分

休憩

12時27分

再開

13時27分

下水道局

13時27分

報告事項説明

・木場南第二排水ポンプ整備事業に関すること

(1)木場南第二排水ポンプ基本設計委託

質問

13時31分

(質問)

排水ポンプを設置してほしいと要望している地域はほかにもあると思う。八家川における本事案や県が進めている調節池整備は、本市の雨水計画見直し等に伴い進めているのか。本事案も含めて3件の排水ポンプ整備事案が議題に上がっているが、その辺りの関連性について説明されたい。

(答弁)

八家川流域は浸水被害が非常に大きいところである。昭和40年は270件以上、平成2年は台風19号により約400件、平成16年は台風16号により230件程度、平成23年の台風12号では150件以上の浸水被害が発生している。

県の調整池については、県と本市と地域住民が協同して、八家川流域浸水対策プラン(100mm/h安心プラン)を作成し国に登録し、そのプランによる

ものである。また、同プランに基づき県とともに進めている事業は、全て国庫補助事業である。

同プランは八家川の右岸地域を重点整備するものであるが、過年度の浸水被害は左岸側でも多数発生しているため、要望等記録も資料として添付しているが、地元や松岡議員から早期に対策事業を実施するよう強い要望を受けている。

浸水シミュレーションを平成25年度から全市的に進めているが、八家川流域の浸水被害は非常に苛烈なものであるため、平成25、26年頃の早い段階でシミュレーションを行い、その結果を受けて、雨水計画の見直しを図った。各事業について計画に位置づけて、国の国土強靱化のための3か年緊急対策あるいは国土強靱化5か年加速化対策の期間中に重点的に整備を進めるため、八家川流域については下流部だけでなく上流部も含めて整備していきたいと考えている。

(質問)

令和3年度に予定している基本設計委託に、ポンプ場用地の買収費も入っているのか。

(答弁)

基本計画委託とポンプ場用地の買収費を予算措置している。

(質問)

先ほどの説明ではポンプ場用地の買収はなかったと思うがどうか。

(答弁)

用地買収費は、建設改良費のうちの施設設備整備費の中に含まれている。

(質問)

どの程度の用地を買収する予定か。

(答弁)

用地面積等は、今年度実施予定の基本設計での仕様やポンプの大きさ等により若干増減する。現時点では必要と思われる想定上の面積であり、それを元に用地買収費の予算要求をしている。

(質問)

用地買収は、まだ完了していないということか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

令和2年10月16日の議事録の松岡議員の発言として「用地については、所有者が親戚にあたるので、前もって話をとおしておきたい。11月にでも挨拶に行ってもらいたい。」とある。具体的に言えば個人情報に当たるかもしれないが、松岡議員にとってどのような親戚に当たるのか把握しているのか。

(答弁)

関係性について把握していない。

(質問)

松岡議員がどこの土地を購入するのか、なぜ知っているのか。

(答弁)

この辺りにポンプ場を整備することは、全体計画の中で定めており、以前から今後このようなポンプ場が必要となってくることは説明していたと思う。

(質問)

親戚と言っても幅がある。松岡議員の言葉だけで個人情報を提供したり、あるいは松岡議員の指示を受けて前もって話に行ったり説明を行うようなことは不適切ではないのか。

その親戚という相手方から、今後の話合いについては松岡議員に委任するといった委任状の提出を受けているのか。

(答弁)

委任状等の提出は受けていない。

(質問)

親子兄弟でも個人情報を漏えいしてはいけない場合がある。用地買収を伴うような交渉事に委任状もないのに、松岡議員からの発言を真に受けて、同議員を中心に話合いをしてもよいのか。そのやり取りは議事録として作成しているのか。

(答弁)

本事案の事業用地の隣接地に松岡議員の親戚の土地があるという情報は、同議員からの情報提供である。

松岡議員の発言は、買収予定の用地面積や形状など具体的なことは未定であるが、一度挨拶に行

っておいたほうが基本設計を行う際にプラスになるとの意味合いであったと思う。

地権者への挨拶は行ったが、その内容は、今後この辺りで事業実施を検討しているが、その場合に所有地を活用させてもらえるのかといった確認のほか、所有者が将来的に当該用地の利用計画等を持っているのかどうかを聞いた程度である。

その際の議事録は作成している。

(質問)

その際、相手方に対して松岡議員の名前は出したのか。

(答弁)

議事録からは判断できない。

(質問)

最近の事案である。議事録に記載がなかったとしても担当者からの聞き取りで確認できるのではないのか。

(答弁)

指摘のとおりである。

(意見)

その辺りをきちんと確認していないといけない。親戚という言葉が、まるで手形のようにになっているが、それは乱暴だと思う。市の事務執行に当たっては、そのようなことは全く関係ない。

松岡議員に事前に何でも相談して、その指示に従って行動するということが癒着と捉えられかねない。

(質問)

資料の8ページも黒塗り部分が多い。個人名などはもちろん明かす必要はないが、これはどのような内容の話であるのか。

(答弁)

松岡議員から用地買収をした場合、その代替地を用意する必要があるのではないかと指摘があった。その上で、松岡議員から当該資料には公園と記載しているが南側に公有地があるので、そこを代替地にしてはどうかという提案があった。

(質問)

この黒塗り部分には公園名が書かれているのか。

(答弁)

木場西公園である。

(質問)

「■■■と■■■で以前から話はしていた様である。(帰ってくるのは弟らしい)」はどういう意味か。

(答弁)

地権者に子どもがいるため、その子どもが帰ってくることになれば、当該土地について利用するかもしれないということであると思う。

(質問)

「■■■連合会長も■■■の意見には異存なしとの事。」という発言は、公園を代替地にすることに問題がないという意味か。

(答弁)

そのとおりであると思う。

(質問)

白浜東ルート線における要求と構図がよく似ている。同じ人間の考えることであるから手法が全く同じだ。

ポンプ整備が必要であっても、公園を代替地とすることは、常識的に考えれば普通提案するような内容ではない。

もし、公園を代替地とするのであれば、公園の代替地も必要となる。しかも、買収先の用地の所有者が自分の親戚であると一方的に伝えて、このような話が進められるとなれば、これは大問題になると思う。担当者と地権者が話し合えばよいだけである。松岡議員が勝手に関与してくる話に乗ること自体が間違っている。このようなことをすれば不適切な関係を市が認めていることになってしまう。莫大な予算を投入して事業を進めていくに当たり、親戚だからというような言葉1つで介入を許せば、今後も同様に介入してくると思う。

工事そのものは否定しないが、事業を進めるに当たって、松岡議員からの不当な関与は避けたいといけない。令和2年10月頃と言えば、松岡議員の行為が問題視されていた時期だ。そのような状況であったのに、現在も松岡議員の要望どおりに話を進めているとなれば問題だと思う。

幾ら工事自体の必要性が間違いないものであっても、その辺りの不適切な関係をしっかりと断ち切ってくれなければ工事を認めることはできない。ますます松岡議員が不当に関与して、いろいろな形で我意を通そうとすると思う。

問題点を整理して、その対応を考えてもらわないと、幾ら市民のための工事であっても、我々としても認めることはできないと言わざるを得なくなる。そのような事態に陥らないためにも過去の推移も明らかにしながら、松岡議員との不適切な関係は断ち切り、今後の松岡議員の対応について、具体的にどのように行っていくか示してもらい必要がある。そうでなければ、本事案について審査できないと思う。

(答弁)

補償等については、金銭の払い切りという形で考えており代替地等については念頭にない。また、松岡議員の親戚筋の用地についても、ポンプ場の予定地周辺には、当該地権者以外の用地もある。

今後、基本設計の中で、ポンプの形式や必要面積あるいは道路からのアクセス等も含めて検討していくので、必要な面積については改めて各地権者と交渉したいと考えている。

(意見)

当局は松岡議員から地権者に対して挨拶にいくよう要望を受けて対応している。全ての事案について言えるが、少しずつそのような関係を築いていくから、とんでもないことに発展してきている。

本事案については局長の説明でよく分かったが、きちんと文書化して委員会に提出してもらえないとやはり認めることはできない。

(要望)

八家川流域の浸水問題は昔からの課題であり、松岡議員からの要望は関係なく対策事業を実施する必要があったと思う。

対応について文書化するのであれば、工事そのものは地域住民にとって必要なものだと思うので松岡議員から要望があったから実施するわけでないことを明記されたい。

(質問)

ポンプの整備場所は、当局としても当初から候補地があったかもしれないが、基本設計も実施していない段階で、先ほどの答弁内容のことを地権者に確認に行くのは一般的であると言えるのか。

(答弁)

周辺の排水路や現在の八家川の状況からおのずとポンプ場の位置は決定してくる。特に内水が集まってくる場所が最も適地であるため、本事案については添付資料の平面図に示している委託箇所に設置したいと考えている。

ただし、必要な面積や仕様などは基本設計も実施して決定したいと考えている。

(要望)

松岡議員から親戚であるから挨拶に行くよう要望を受けていなくても、必要に応じて挨拶に行くということか。そのようなことも資料に記載しておかないと、松岡議員から要望に応じたということになる。その辺りもはっきりとされたい。

(委員長)

各委員から指摘等があったため本事案は所管事項に追加したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

各委員からの指摘内容を踏まえた資料を用意して、次回以降の委員会で報告されたい。令和3年度に執行予定事業として基本設計委託があるが、リミットはあるのか。

(答弁)

国土強靱化5か年加速化対策は令和7年度までの計画であるが、その間は非常に手厚く支援を受けられるものと想定している。そのため、この期間内に事業完了まで進めたいと考えている。詳細設計、実施設計の前に基本設計を行う必要があるため、今年度に基本設計を実施したい。

質問終了

13時55分

報告事項説明

- ・東山排水ポンプ場整備に関すること

(1)東山地区排水ポンプ増設設計委託

(2)東山排水ポンプ整備工事

質問

14時00分

(質問)

松岡議員から口頭で局長に要望があったとの説明であったが記録は作成していないのか。

(答弁)

指摘のとおりである。当時の局長から令和元年度の松岡議員の要望内容は、八家川流域の浸水被害は、左岸側でもかなり大きな被害が発生したことから、早急に事業化について検討してほしいとのことであったと聞いている。

(質問)

先ほどの木場南第二排水ポンプ場については要望記録が作成されていた。建設局にも要望したが、局長であっても、要望を受ければ全件記録することを徹底されたい。他局でも言えることであるが、局長の記載がほとんどない。今後そのようなことがないよう対応されたい。

また、本事案は、松岡議員からの要望がなくても、市として必要であるという判断の下に予算措置しているため、そのことが分かるよう資料にも明記されたい。

(答弁)

要望等記録については、私をはじめ職員全員が要望を受ければ、全て記録を作成するよう徹底している。これまで局長の記録がなかったことは、非常に不適切であったと反省している。

(質問)

松岡議員から右岸だけでなく左岸も浸水被害があるため早く対応してほしいとの要望を受けたとの説明であったが、下水道局としては整備が必要であると認識があったため対応したのか、それとも要望があったから対応したのか。

また、ポンプ整備の要望は令和元年であるが、令和2年度に基本設計委託を完了させて、令和3年度は実施設計委託を発注予定としているが早い対応であると思う。このような要望を受けている河川はほかにもあると思う。左岸部の整備は当初計

画していなかった事業であったのか。

(答弁)

下水道局としても過年度の浸水実態から左岸部についても早急な対策が必要な重点地域の1つであるという認識をしていた。

平成25年から令和2年までの間、雨水排水計画の見直しを行ったが、八家川流域については平成26年に見直しを行い、その中で当該ポンプ場も含めて必要事業を計画の中に位置づけた。

松岡議員から要望はあったが、下水道局としても、八家川は、下流あるいは上流も含めて非常に重点的に整備が必要な地域の1つであると認識して事業展開している。

(意見)

危険な箇所から優先的に調査し、先に手を打てる場所は打つというような説明をこれまでも行っていると思うが、見直しが完了した雨水計画はまだ表に出ていない。

浸水対策は松岡議員から要望があったから着手したのではなく、当局として必要性があると判断して実施したことを資料に明記しておく必要があると思う。

早めに要望したから早めに対応してもらったというような見方をされてしまうと、今後事業を進める上で誤解を招くことになる。

我々としてもその必要性を明記してもらわないと判断し難いところが出てくる。

(委員長)

本事案については、事業の必要性を資料に明記してほしいとの要望があったが、所管事項に追加すべきかどうか、意見のある方は発言されたい。

(委員)

所管の建設委員会で審査してもらえばよいのではないか。

(委員長)

指摘のあった分に関しては誤解のないように資料に明記することを検討されたい。ただし、本事案については所管事項として追加しないことよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

今年度予定している工事について、東山排水ポンプ整備工事は来年度に見送られることになったが、東山地区排水ポンプ増設設計委託の取扱いについて、意見のある方は発言されたい。

(委員)

我々からの指摘も踏まえて所管の建設委員会で説明して判断を仰げばよいと思う。

(委員長)

所管の常任委員会で判断を仰ぐ取扱いとすることよいか。

(委員)

異議なし。

質問終了

14時04分

報告事項説明

・前浜川排水ポンプ場整備に関すること

質問

14時13分

(要望)

松岡議員からの要望に対する記録がない点について注意しておく。また、東部臨海地域推進協議会及び松岡議員から要望を受けたとあるが、それとは関係なく当局として事業実施が必要であると考えていたのであれば、資料に明記してもらいたい。

(質問)

東部臨海地域推進協議会行政懇談会は、毎年開催されているのか。また今年も開催されるのか。

(答弁)

今年度も開催が予定されている。

(質問)

本日説明のあった3か所のポンプ整備であるが、近距離での設置であると思う。これぐらい近い場所での設置が必要であるという認識でよいのか。

(答弁)

土地の高低や山がせり出しているなどの地形的な要因がある。整備場所については検討結果に基づいている。

(委員長)

当局が事業実施の必要性があると考えていたのであれば、資料に明記してほしいとの意見があったが、先ほどの事案と同様に本委員会での所管事項に追加せず、常任委員会で説明して判断を仰いでもらうこととしたいがどうか。

(委員)

異議なし。

質問終了 **14時15分**

報告事項説明

- ・東山地内下水道工事
- ・白浜地内（その2）下水道工事

質問 **14時19分**

(質問)

2件とも未普及地区の下水道管新設工事であるので問題はないと思うが、白浜地区以外の未普及地区での工事予定案件は何件ぐらいあるのか。

(答弁)

正確な件数までは把握していないが、宅造や浄化槽の取替えなどを計画している地権者も結構いるため市内全体でいえばかなりの数となる。

本管を設置しているため、公共ますの設置だけで済むところも多いが、本管がないところもあるため、そのような場所では本管も含めた工事発注となることもある。

(委員長)

2件の下水道工事については、執行を承認することによいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

適正な執行をお願いしたい。

質問終了 **14時21分**

下水道局終了 **14時21分**

散会 **14時22分**